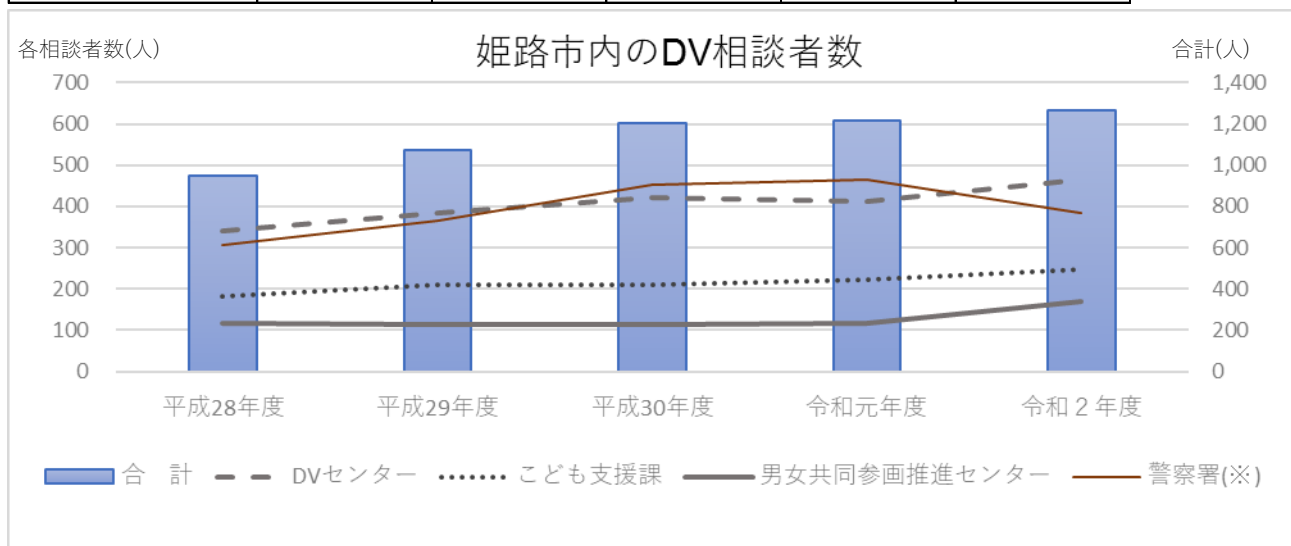


令和3年度第1回男女共同参画審議会 追加資料

1) 市内の主要なDV相談窓口における相談者数

(単位:人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
姫路市配偶者暴力相談支援センター	342	383	422	412	464
こども支援課	181	211	211	224	248
男女共同参画推進センター	117	115	115	118	169
警察署(※)	308	366	454	465	385
合計	948	1,075	1,202	1,219	1,266



・姫路市配偶者暴力相談支援センター:「姫路市配偶者暴力相談支援センターの相談実績等について」

・兵庫県警本部 DV 対策係:1/1～12/31 の姫路署、飾磨署、網干署での DV 相談件数の合計(※の部分)

2) 一時保護後の行き先(令和2年度)

	母子寮等	グループホーム・老人ホーム	住宅設定	婦人寮	帰宅	親類(実家等)	合計
姫路市配偶者暴力相談支援センター	3	2	1	1	1	1	9
警察署	—	—	1	—	2	3	6
合計	3	2	2	1	3	4	15

・姫路市配偶者暴力相談支援センター:「姫路市配偶者暴力相談支援センターの相談実績等について」

- ・一時保護:緊急性があると判断され、県の女性家庭センターで一時的に保護を行うこと。
- ・DVセンターでの対応時間は 8:35～17:20 であり、それ以外の時間は警察で対応している。
- ・相談機関等を介さず別居避難する場合もあることから、正確な人数の把握は困難なため不明である。

3) 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への特別定額給付金の支給について

国の運用指針に基づき、下記のように対応

・申出書(※)の提出があれば、

① 世帯主でなくても、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を受付け支給する。

② 対象者(同伴者含む)分の特別定額給付金は、世帯主からの申請があっても支給しない。

・居住地に住民票を移せない対象者については、居所の情報を伏せた上で、県が住民票登録のある市町村への連絡を行っていた。

※申出書:配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類を添付し、実際に住んでいる市区町村へ特別定額給付金の手続きのため提出するもの。

・総務省特別定額給付金室:チラシ「特別定額給付金に関するお知らせです・配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方への支援」より

なお上記の対応は、当センターで統計している配偶者等からの暴力の被害者に限定していない。